

## ＜住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）制度に係る工事の施工業者の方へ＞

【一度、しっかりとこの内容を確認してから申込者と打合せをしてください】

この制度は、住宅の日常生活に欠くことのできない部分に被害を受けてしまい、生活をするために必要な応急的に行う修理工事を支援する災害救助法に基づく制度です。

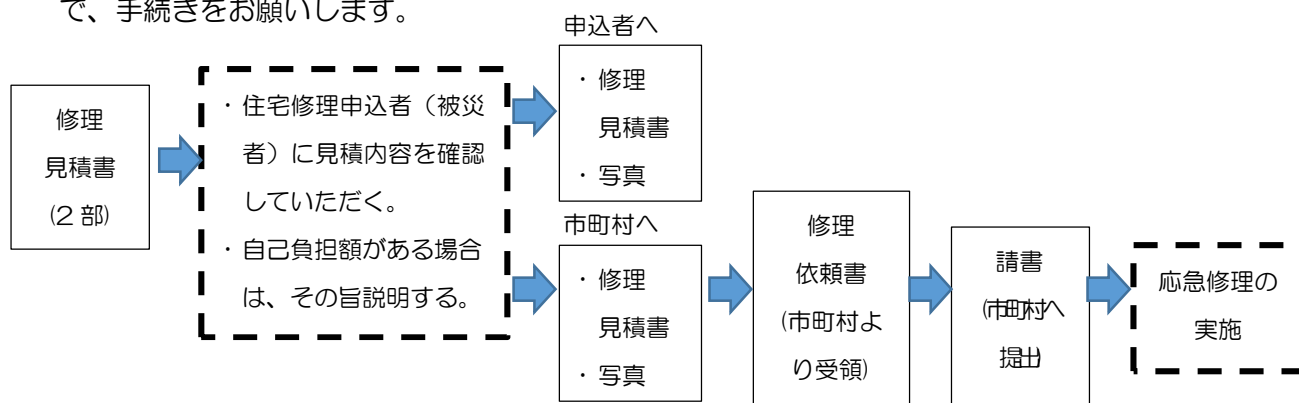
応急修理業者に市町村・申込者から選定されたら、申込者と連絡を取り、住宅の被害状況、修理希望箇所について、詳細に確認しながら、修理見積書の作成をお願いします。

その際、注意して頂きたい点があります。

- ① 通常の住宅の改修・修繕工事と違い、対象は被災住宅です。申込者は、突然の災害により、心身に疲弊しており、それでも、生活再建に向けて動き始めている方です。住宅の修理にあたっては、申込者に寄り添う姿勢でおこなってください。
- ② 申込者の修理希望箇所を修理することが第一ですが、応急修理をする住宅は『応急仮設住宅』に代わるものです。工事完了後、申込者が『安全・安心に住める住宅』とすることを考えてください。修理希望箇所だけではなく、建築の専門家として、被災後の住宅の被害状況を確認しながら、必要とされる修理箇所について、優先順位をつけ、申込者に十分説明をしながら、打合せをおこなってください。

上記の二点について、しっかり確認した上で、見積書の作成をお願いします。

- ・ 見積書は各社様式でも構いませんが、頭紙には『修理見積書・修理見積確認書（様式第3号）』を必ず使用してください。各社見積書から必要な項目のみを転記していただいても構いません。その際、様式と同様に各社見積書にも、申込者の記名をお願いします。
- ・ 修理見積書は、2部作成してください。
- ・ 申込者に最終的な見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容の確認をしていただけてください。
- ・ 修理見積書は、1部を申込者に、もう1部は市町村担当課に提出をお願いします。
- ・ 市町村は、提出された修理見積書の内容を審査し、事業者あてに修理依頼書（様式第4-1号）を交付します。事業者は、修理依頼書に同封した請書（様式第6号）を記入し、市町村へ提出してください（収入印紙200円貼付）。
- ・ 申込者が大規模な修理や修理対象外工事を同時に行いたい場合など、応急修理限度額を超える工事を行う場合については、《市町村の負担分》と《申込者の負担分》が明確に分かるように見積書を作成してください。また、《申込者の負担分》については、別途、申込者と適切に契約等を締結してください。
- ・ 《市町村の負担分》と《申込者の負担分》の工事完了時期、支払い時期について、十分考慮した上で、手続きをお願いします。



- 被災状況を確認する時に注意して頂きたい点について《工事専門家として》  
(必要に応じて、併せて調査して頂けると、より被災者に寄り添えます)  
～安全・安心して住める住宅とするための応急修理として～

□傾きについて

建物の四隅(角)で測定し、建物の傾斜について、危険性が生じていないか確認してください。  
傾斜が進行していないか。

□建物の主要構造部について

柱、梁、壁について、折れ、欠損、割り裂け、仕口のずれ、移動、浮き、ひび割れ、剥がれなどが無いか確認してください。

※二次災害(地震、強風、積雪等)で、倒壊する恐れがないか。

□設備について

配管の折れや外れ、詰まりなど、生活をする上で重大な被害が生じていないか。

電気設備について、漏電や二次被害となる火災等の発生する可能性がないか

※調査は必要と思われますが、家電等については対象外となりますので、修理については、申込者と別途契約等が必要になる場合があります。

□屋根や外壁について

破損や衝突痕などが生じていないか。雨漏りが生じていないか。二次被害(落下、飛散等)の恐れがないか。外回りについては、第三者への危険性が生じる可能性もあります。

□基礎

強い水流によって基礎の下の地盤ごと崩れている、流出している、転倒しているなどの被害が生じていないか。敷地の状況についても注意してください。浸水の影響は計り知れません。

□壁まで浸水した場合

耐力壁として役割を果たしている壁材や面材が、浸水により強度が低下している可能性があります。  
(構造用合板間の接着剤の剥離、反り等)

一度浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、断熱材撤去と伴に床下、壁内の下地材等十分な乾燥による修理が必要であること等、申込者に対し適切な修理について説明等お願いします。

※調査によって発覚した修理事項について、全てを修理することは、被災されている申込者の負担が過度となってしまいます。【対象となる工事】、【工事の優先順位】等、総合的に判断し、建物状況を説明し、申込者の現在の状況、意向に寄り添った修理内容となるよう見積書の作成をしてください。(専門家としてのアドバイス)

## 《修理見積書（様式第3号）の作成》

### 1 修理見積書の記入方法

(1)「工事名称」欄は、次のいずれで記入してもかまいません。

①工事種別単位（仮設工事、木工事、屋根工事、窓工事、衛生設備工事等）

※工事は施工箇所ごとに分けても結構です。

※修理に伴い発生する建設廃棄物の運搬費、処分費は応急修理制度の対象です。

(2) 工事内訳として、修理業者が通常使用している見積書を添付してください。その際、応急修理制度の対象となる工事《市町村の負担分》には「○」を応急修理制度の対象とならない工事《申込者の負担分》には「×」を記載してください。

(3)「市町村名」、「受付番号」、「受付担当者名」は記入しないでください。

市町村の担当者が記入します。

### 2 修理見積書（総額用）の記入方法

複数の修理業者で対応する場合は、修理見積書（総額用）も合わせて使用してください。

(1) 各修理業者が作成した「修理見積書」の金額を「修理見積書（総額用）」に記入し、合算してください（記入例②ー〇参照）。

(2)「受付番号」は、記入の必要はありません。

## 《修理開始前・修理期間中の注意事項》

◆修理工事する周囲は被災した住宅街です。申込者以外の近隣の方も被災されています。

◆修理工事に係る諸法令は、遵守する必要があります。

上記2点について認識の上、下記の注意事項を遵守してください。

- 工事前には、近隣住民の方にあいさつを行い、周辺とのトラブル防止に努めてください。
- 工事車両については、申込者と協議の上、近隣住民の方の迷惑とならない場所に駐車してください（路上駐車等の禁止）。
- 他の災害復興事業が行われる場合、工事の錯交が予想されます。事業者間で調整、協議するとともに、必要に応じて、市町村担当者に連絡してください。
- 騒音や振動を伴う工事を行う場合は、近隣住民の方に工事日程等を周知する等、トラブル防止に努めてください。
- すべての工種において、ヘルメットを着用してください。
- 仮設工事においては脚立足場ゴムバンド等労働安全衛生法を遵守してください。
- 建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設リサイクル法」等、関係する法令を遵守してください。
- 解体工事等における石綿（アスベスト）の飛散防止、労働安全衛生について、関係法令を遵守してください。

## 《修理写真整理方法》

- 出来る限りわかりやすいように、修理着手前・施工中・修理完了後に整理をしてください（様式第10-1号）

## 《修理完了後の手続きについて》

- 修理が完了したら、工事完了報告書（様式第7-1号）を作成し、申込者に確認をしてもらい了承を得た後、市町村担当課に提出してください（申込者へ瑕疵担保期間中の補修等への対応についての説明もしてください）。
- 完了報告書には、①修理着手前、②施工中、③修理完了後の写真（様式第10-1号）を添付してください。
- 市町村で完了報告書の内容を確認後、修理内容状況、必要書類の不備等がなければ、支払いの手続きとなりますので、請求書（様式第8号）も同時に提出してください。
- 申込者の負担分がある場合は、直接申込者に請求をしてください。
- 《申込者の負担分》の工事が完了していない場合については、完了部分【市負担分】と未完了部分【申込者負担分】について、使用者の安全性を確保できる状態としてください。

※なお、必要な様式は、修理依頼書に同封のうえお送りいたしますが、ホームページにも掲載されていますのでご活用ください。

ご相談は、〇〇市町村〇〇課（電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）へ